

(写)

い環境第137号
平成23年11月28日

環境影響評価準備書に対する意見書

太平洋セメント株式会社藤原工場の藤原鉱山およびその周辺次期原料山開発事業に係る三重県環境影響評価条例第19条第1項の規定に基づく環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

いなべ市長 日 沖



1 環境影響評価準備書に関すること

(1) 動植物（天然記念物等希少動植物）について

1) ネコギギについて (P465)

「有識者に行った聞き取り調査の結果、「当該事業の影響を受けると考えられる西之貝戸川、砂川、多志田川、青川の4河川のいずれの河川も天然記念物であるネコギギの生息の可能性はない。」とされていますが、説明が不十分です。これらの河川にネコギギが生息していないとする根拠について文献等による調査を行うとともに、評価書においてさらに詳細に記載してください。

2) イヌワシについて (P639)

「工事の実施による繁殖の影響については、次の理由からほとんど影響しないと考えられる。」とされていますが、現状を改変する工事による繁殖の影響や狩り環境への影響が懸念されることから、工事期間中は、繁殖期及びその前後の期間においてモニタリング調査を実施してください。また、繁殖が予測される期間中は工事を控えるなど、繁殖に影響が出ないよう適切な対策を講じてください。なお、モニタリング調査の実施によって繁殖活動に影響が出ないように十分に配慮してください。

3) カモシカについて（P640）

「採掘が行われている現事業区域の近傍を特に忌避することもないでの、小規模な工事箇所を避けて行動範囲を変化させる可能性も小さいと考えられる。」としていますが、その根拠となる詳細な調査内容について、評価書においてさらに詳細に記載してください。

4) カモシカ保護地域について

新規事業予定区域に鈴鹿山地カモシカ保護地域が含まれています。事業予定区域と鈴鹿山地カモシカ保護地域の位置関係を評価書において詳細に記載してください。

また、保護地域内で土木工事等を行う場合には、文化財保護法に基づく現状変更許可が必要になることがあります。

5) 希少動植物全般について

準備書に三重県レッドデータブック2005に記載された希少種が動植物あわせて70種記載されています。

動物では絶滅危惧IA類で国指定天然記念物、国内希少野生動植物のイヌワシ、絶滅危惧IA類のハヤブサ、絶滅危惧IB類で三重県指定希少野生動植物カナマルマイマイ、絶滅危惧IB類のサシバ、コルリ、ミカドギセル、絶滅危惧II類のアカショウビン、オオアカゲラ、サンショウクイ、クチマガリスナガガイ、キヨウトギセル、準絶滅危惧で国指定特別天然記念物のニホンカモシカ、準絶滅危惧ではキクガシラコウモリ、ニホンリス、ヤマドリ、クロツグミ、センダイムシクイ、キビタキ、タカチホヘビ、ミヤマダイコクコガネの、絶滅危惧IA類2種、絶滅危惧IB類4種、絶滅危惧II類5種、準絶滅危惧9種が記録されています。

植物では、絶滅危惧IA類のキンキマメザクラ、フキヤミツバ、オオキヌタソウ、ミノコバイモ、絶滅危惧IB類のオヒヨウ、タチハコベ、ミスミソウ、セツブンソウ、ヤマブキソウ、コフウロ、マルミノウルシ、メグスリノキ、ヤマトグサ、デワノタツナミソウ、イワツクバネウツギ、ヒロハアマナ、ホソバノアマナ、イワタケソウ、ヒロハテンナンショウ、アサダ、絶滅危惧II類ではルイヨウショウマ、フクジュソウ、シギンカラマツ、ルイヨウボタン、ヤマシャクヤク、ヤブサンザシ、イブキシモツケ、ビワコエビラフジ、ヒメフウロ、ミツバフウロ、イワザクラ、ハシドイ、ツルガシワ、マネキグサ、ムカゴツヅリ、アズマスゲ、ギンラン、クマガイソウ、準絶滅危惧ではハイイヌガヤ、チャボガヤ、イヌブナ、イチリンソウ、タキミチャルメルソウ、イナモリソウ、オウギカズラ、ウスギナツノタムラソウ、カタクリ、ササユリ、エビネ、ナツ

エビネの絶滅危惧ⅠA類4種、絶滅危惧ⅠB類16種、絶滅危惧Ⅱ類18種、準絶滅危惧12種が記録されています。

いなべ市が平成18年に開始したいなべ市の植物調査では治田鉱区で、「三重県レッドデータブック2005」に絶滅とされたミシマサイコが確認され、イワザクラ、アズマスゲも治田鉱区で確認されています。

狭小な準備書の調査範囲内で準備書に記載された70種と、いなべ市の調査で確認された1種を含めた71種もの希少動植物が生息し生育していることは、この調査地が極めて豊かな生態系を有していることを表しています。このような生態系を有する場所は、いなべ市はもとより国内でも学術的に極めて重要であり、いなべ市の誇るべき自然と考えます。以上の観点から、可能な限り当該調査地の自然環境の保全と保護にご理解いただきますよう要望します。

(2) 遺跡について

新規事業予定区域付近は、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）である治田銀銅山跡が存在します。事業予定区域と治田銀銅山跡の位置関係を評価書において詳細に記載してください。

また、遺跡内で土木工事等を行う場合には、文化財保護法に基づく届出が必要です。